



News Letter

VOL.5
2017年3月号



「介護に関する講演会」報告

平成29年3月17日(金)に開催しました。



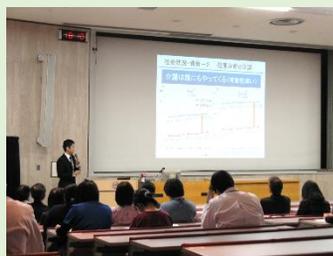
平成29年3月17日(金)17:30から18:50、病院本館3階大講堂において、「介護に関する講演会～仕事と介護の両立のために～」を開催しました。

講演会は 三宅センター長の挨拶に始まり、本学の介護制度(人事課星係長)、事例(介護が起きた場合に必要なこと)など(MSC保科師長)、介護保険サービスの利用など(MSC桑島係長)の内容で、71名の出席があり、医師、看護職、コメディカル、事務職など多くの職種の方に参加いただきました。

H27/11に実施の「仕事と介護の実態調査」(学生および教職員対象)では、介護経験者の介護休暇・休業の利用率は少なく、休日利用や部署によっては管理者のマネジメント(勤務配慮、配置転換)において対応されていることがわかりました。人員不足や業務多忙の課題も挙げられていますが、今回の講演会は、介護に関する本学の制度や保険制度などの情報を共有を目的とした内容としました。

参加の動機は、介護保険制度の知識を得るため、家族に対象者がいるから、介護費用の現状を知りたい、など様々でした。また、もっと知りたい、今後も開催して欲しいなどの意見を頂き、介護に関する情報共有の場の必要であることを実感しましたので、今後の開催について検討してまいります。

なお、本講演会は、「大学院FD」「大学院特別講義」認定の講演会として実施されました。



本学の産休・育休・介護休業 取得者数
(平成22年度から27年度)



研究者対象講演会

MRCと共催で講演会を開催します。

日時:平成29年4月6日(木)18:00

講演者:解剖学講師 東郷建先生

場所:医学部本館3階大学院講義室2

* 大学院特別講義に認定されています。

「保育・介護支援ガイド」を改正しました

HP 人事課、HP等で確認できます。

| | |
|--------------------------|---|
| Marianna-net | 研究、診療、学生、事務のタブを選び、右にあるリンク一覧から「男女共同参画キャリア支援センター」をクリックしてください。 |
| ネット検索 (Google や Yahooなど) | 「マリアンナ 男女」で検索し、「男女共同参画キャリア支援センター 聖マリアンナ医科大学」をクリックしてください。 |

仕事と介護の両立支援制度



1. 介護休業の分割取得が可能

改正前

介護を必要とする家族(対象家族)1人につき、原則1回に限り、通算93日取得可能



改正後

対象家族1人につき通算93日まで、介護休業を分割して取得可能(介護休業給付金は3回まで受給できます)

2. 介護休暇(年5日)の取得単位の柔軟化

改正前

1日単位での取得



改正後

半日(所定労働時間の2分の1)単位の取得を可能

3. 介護のための所定労働時間の短縮措置等

改正前

介護休業と通算して93日の範囲内で取得可能



改正後

介護休業とは別に、利用開始から3年間で2回以上の利用可能

4. 介護のための所定外労働時間の制限(残業の免除)

改正前

なし



改正後

対象家族1人につき、介護終了まで利用できる所定外労働の制限を新設

5. 介護休業等の対象家族の範囲拡大

改正前

配偶者、父母、子、配偶者の父母、同居かつ扶養している祖父母、兄弟姉妹および孫



改正後

配偶者、父母、子、配偶者の父母。
祖父母、兄弟姉妹及び孫の同居・扶養の条件が廃止

6. 介護休業給付の給付率の引き上げ

改正前

賃金の40%



改正後

賃金の67%(H28/8月に改定)

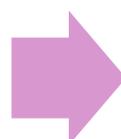


仕事と育児の両立支援制度

7. 子の看護休暇の取得単位の柔軟化

改正前

子の看護休暇について1日単位での取得



改正後

半日(所定労働時の2分の1)単位での取得を可能

